#### 第 44章 核兵器使用と戦争犯罪 戦争犯罪処罰に至るまでの国際法上の関門 下

真山 全

# 6 戦時復仇としての核兵器使用

核抑止論の国際法的支柱

かし、 ため、 における違法行為に対して jus in bello の分野で復仇しているといえるかもしれない。し 戦時復仇は、その定義上、jus in bello 違反を行ったものに対して、法の遵守に戻らせる 差別適用は法遵守確保目的でなされる訳ではない。また、差別適用による権利の否 同様の違反を構成するような行為で応えることをいう。 差別適用も jus ad bellum

定は最初から違法性を帯びないと観念されるので、 違法性阻却事由である復仇とは性格を

異にするというべきであろう。

様 た戦時復仇としての使用が許容されるならば、保有の意味は依然あることになる。 使用が全面的に違法であれば核兵器保有の意味はないと思われるかもしれないが、こうし 合法的使用はありうるが違法な使用方法を敢えてとるのであれば戦時復仇になる。核兵器 兵器攻撃に対抗する場合でも、核兵器使用が常に違法と認識しつつ使用するか、または、 もりであれば、違法な攻撃に対抗する戦時復仇とは説明しない。他方、同じく違法な化学 うが、化学兵器使用が違法としても、核兵器を jus in bello に反しない方法で使用するつ もない。例えば、敵国が化学兵器を使用すれば、核兵器で反撃すると警告することがあろ この効果を与えることの根拠は戦時復仇であり、 核兵器使用が違法ではないとする場合には、核兵器使用の根拠を戦時復仇に求める必要 |破壊兵器による無差別的攻撃が都市に対して行われる場合に、核兵器で反撃して同 核抑止論の国際法的支柱である。

# 戦時復仇制限の核抑止論に与える影響

戦時復仇が一般的に許容されているのは、 自力救済に頼らざるをえない国際社会では違

思 いとどまるであろうという抑止的 為 同 様 に対する「目には目を」式の履行確保手段がなお意義を持 0 不 ·利益 をこうむるのであ 効果も期待され るから、 敵 国は、 は じめ から違法行 ってい るか 為に訴えることを らである。

そ することになる。 が ゕ 敵国 文民 一の文民 や民用物 この や民用物に向 ため、 いへの敵 やられ損をどうするかの問題を残しながらも、 国に けられることが多く、 よる違法な攻撃に対抗して戦 違法行為に責任のない文民 時復仇 に訴える際には、 戦 時復仇禁止 |等を殺傷

論

が主

張され

るようになった。

拠する 約国となる め 復仇として当該敵国の文民を攻撃することがこの議定書上は禁止される 止 ることの意味 した。第 英、 第一追 ユネ )核抑 ーヴ諸条約 独および伊のような北大西洋条約機構諸国は、 際に、 加 正 一追加議定 議定 論 は大きい。 0 法的 その (書の戦時復仇禁止規定が核兵器使用にも適用され や第一追加 規定 書により敵 、基盤は崩壊する。このため核兵器保有国 つまり、 の核兵器使用 議定書は、 交戦 国内にあ 国は自国文民が敵国の核攻撃で殺傷され への適用を限定 それ る敵国文民等に対する戦時復仇が らが保護する人や物に対する しようとしたのであ さらに重ねて、第一追加議定書 |英仏は、 るならば、 第一 のである。このた 追加 ※禁止 )戦時 る。 核 ても、 議定 復仇 され 復仇 に依 を禁 戦 7

てみれば、核兵器使用への第一追加議定書の適用を否定した上で、同議定書の戦時復仇禁 に文民を攻撃すれば、国際法に従った対応をとると述べているのがそれである。英仏にし の戦時復仇規定に留保と思われる条件を付した。すなわち、敵国が議定書に違反して執拗

嚇を禁止しているからして(第一条一項(d))、戦時復仇としての使用も禁じるのであろう。 は条約上の禁止にとどまり、従ってその非締約国は拘束されない。 しかし、そうであるとしても、慣習国際法の内容を表現したものとされない限りは、これ 止規定留保という二重の防御線を設定したことになる。 なお、二○一七年の核兵器禁止条約は、「いかなる」状況でも核兵器の使用またはその威

### 米による核復仇と日本

国になる際を含めて第一追加議定書の核兵器使用への適用を公然とは否定していない。ま たから、東アジア諸国では日本が最も遅かった。米はなお締約国ではな 批准))、露(一九八九年)、モンゴル(一九九五年)の順で第一追加議定書の締約国となってい 約国となった。 日本は、第一追加議定書を二〇〇四年に第二追加議定書ともども国会で承認してその締 韓国(一九八二年)、中国(一九八三年)、北朝鮮(一九八八年(第二追加議定書未 61 日 締約

攻撃が な 14 ずれ いので結論 ても、 戦 核兵 か B 時 の 0) 復仇禁止規定にも宣言や留保を日本は付してい 器によるも 日 国と日 ことは、 は 本 が 変わらない。 戦 本 日本 |時復仇を自ら行うことは第一追加議定書により禁止され の間で武力紛争 のでも、 が米の核 それでは、 日 本 0 -が 第 の事態となり、 傘 の下に 対日核攻撃を行 <del>\_</del> 追加 あることとの関係 就議定書の核兵器使用への適用 日 本 な ・領域内の文民が違法 った敵国に対し米が核兵器で戦時 で重要である。

る。 を否

日本

定してい

に殺傷された

東

アジ

自 7 可 戦時 能 ら行 戦 時 か 復仇 復仇を行うことがそもそも許容されるかであ 否かよりも えば違法となる行為 禁止を謳う条約 深刻な論点は、 の締約 の実施を他国に頼むことになる。 違法な核攻撃を受けた国以外の国が当該被害国にか 国日本がその非締約国米に戦時復仇を依頼することは、 こうした違 法行為実 施依頼が

復

优を行うことはできるであろうか。

摘され 接 8 られる。 の被害国のみであるともいわれる。これは、 力 攻撃を受けた国を助けるため他国が たように、 しかし、 違法行為 集団的自 への対抗措 衛権は別として、 置、 すなわち平時復仇に訴えることができるの 武力を行使することは、 集団的対抗措置の否定であり、そうなれば 国際司 法裁判所ニカラグア事件 集団 的自 衛権とし 判 決でも指 は直 て認

jus in belloが認めるかである。 被害国ではない米による日本のための核復仇ができるかに疑問も生じる。米が日本を助け である。問題は、jus in bello 違反行為の直接の被害国以外の国が戦時復仇に訴えることを て集団的自衛権を行使できることははっきりしているが、これは jus ad bellum 上の権利

7 戦争犯罪処罰による刑事責任追及

#### 侵略犯罪との区別

と jus in bello の違反を区別しなければならない。 な核兵器使用に伴う個人の刑事責任を検討できる。これについても、やはり jus ad bellum 核兵器使用から国家の国際責任が生じる場合を特定できれば、そこでようやくそのよう

対する罪で処罰されたのがその最初の実例である。 判(ニュールンベルク裁判)と極東国際軍事裁判(東京裁判)でそれぞれ独日の指導者が平和に 化することも妨げられず、第二次大戦後の独刑法などにその例がある。国際的な裁判所と な武力行使そのものについて個人が裁かれることを意味する。第二次大戦後の国際軍事裁 jus ad bellum 違反で個人の刑事責任が実際に問われるということは、国家の行った違法 国内刑法で jus ad bellum 違反を犯罪

玉 车 際 刑事裁判所がその一 規 程 改正で具体的 九九 条文を設け 八年採択の規程 た上で(第 で侵略 八条の二、 犯罪 処罰を予定し 第 五 条 の 二 お

车

0

規程

締約国会議決議で処罰可能とする手続を了した。

に、 それは、 ルンベル 核兵器使 処罰 侵略 は政治軍 クと東京 崩 行 で 為が核兵 国家 事指導者に限定され、 の二つの の侵略行 器によりなされる 国 際軍事裁 為 が開始され 判 実際 所と国際刑事 れば、 か否かにかかわ の核兵器運用将兵は侵略犯罪では処罰されな 侵略 裁判所 犯 罪 らず同 0 のいずれもがそうであるよう 処罰もなされる。 じである。また、ニュー

でも改一 程締約 加 び L 北朝 か した二〇一〇年 お、 処罰できないと解釈されるから、 鮮も 国で 正未受諾 国際 規程 あ Ś 刑 締 0 事 国であれば管轄権 約国 ·改正を受諾 は 裁判所は、 英仏 では 0 みで、 ない。 二〇一〇年侵略犯罪規程改正を受諾した規程 してい 規程 米露中は規程に入っていない。 が及ばない。 ない 締 侵略国が 約 国英仏に H 一本は、 \*規程 現在のところ、 しても、 未締約国であ 二〇〇七年に規程締約国になったが、 侵略犯罪を対象 五大 印 パ、 るか、 国で 国際 イス また 任締約国 犯罪 は規 ラエ 刑 事 ル、 として追 裁 程 の指導者 締 判 約 およ 所 規 玉

侵略犯罪改正規定を当面受諾しないと考えられる。

### 戦争犯罪該当可能性

殺人罪 争犯罪とは呼ばないものの他の罪として裁けるようにする国もある。 撃機が他国を長 として刑法上のいずれかの罪として裁くようになっている。例えば、 の違反として処罰されてきた。戦争犯罪として構成要件を国内刑法で定める 戦争犯罪は、jus in bello の違反であって、かつ実行者の刑事責任を追及できるものであ 侵略犯罪とは異なり、実行者の地位を問題としない。戦争犯罪は、 や傷害罪の国外犯として日本刑法で処罰する。戦争犯罪の名称で裁かなくとも、 |距離対地ミサイルで攻撃し、故意に文民を殺傷したならば、その搭乗員を 現在 航空自衛隊 従来 の日 国も から国内刑法 本 の戦 は、 あり、 闘 原則

武力紛争に参加しない国にも実行者を訴追するか管轄権を有する国に引き渡す義務が課さ 約と第 てい 戦争 ·犯罪の処罰が条約や慣習国際法により義務付けられることがある。 一追加議定書の重大な違反行為と呼ばれる戦争犯罪に関 しては、 交戦 ジュネー 国 の みならず ヴ諸条

為に相応した処罪を行うことができれば国際法上の問

.題はない。

することになろう。 核兵器使 用 が害敵方法手段規制 核兵器の固有の性格からしてその使用が常に違法と評価されなくとも、 の三段階のいずれ かで違法とされれば、 戦争犯

され では、 立 敵 起 をも 敵 用 用 局、 になりえ、 名指 一が害 手段 が状 草 戦争 方法 仮 そ Œ 嵵 た ラ |敵手 況如 核兵 国際 犯罪 らす Ō には それ 一戦争犯罪化は困難であろう。 ヴ 制 よう 1 段 て常 何 器 戦 ア国 は、 Ó 規 刑 が 規制 一使用 な核 であ 第 K 核兵器使用を名指 則 争 事 に使用が違法であると認め 関 裁 際 に違反したことから、 犯罪として 一追加議定書の重 の領域 を名指 兵器使用を特定的 玉 n わらず常に国際法違 判 刑 一の裁判記 ば、 事 所 規程 裁判所とル 実行 で最 しして戦争 も戦争 所の他に一九九○年代に国連安保理事会決議で設置され 0) 処罰 も顕著 者 の訴 しして戦争犯罪 犯罪 ワンダ国際刑 大な違反行為、 が 但し、 犯罪化する条文が置かれ 可 であることを考えれば、 に戦争犯罪 追または引き渡しの 当時 能 iż 反であることを認めるに等しい。 関 で ある。 規程の害敵方法に関する他の定めは兵器の種別 ることになるのである。 する詳細 0) 国際法 化する条文は設けられ として罰する 事 裁判所でも処罰された。 広島と長崎 例えば文民殺傷 いから な定めを設ける 義務も発生 しても戦 こうした意 るとすれば、 かが大きな争点となっ ^ 0) %や過度 核 争 核兵 犯罪 攻撃 する (第八条)。 なか 公器使 は、 を構 味を持つ 言 0 それ 条約と 付 11 0 換え 甪 随 少なくとも害 成 0) は 的 ĺ 核兵 評価 核兵 して れば、 0) 損 た旧 規程 (器使 採択 今日 器使 0 ユ 対 0

ŋ

害敵

手

葮

規

別制には

かからなくとも、

害敵

方法規制

規則

に反すれば核兵器使用

Ü

を問わず適用可能であるので、 核兵器使用がそうした戦争犯罪として処罰される可能性は

残る。

事 機 玉 約 判 ている点である。 (被疑者国籍国) のいずれかが規程締約国になっていれば、 裁判 際 が締約 国領域内でなせば、 所が行使できると定めた(第一二条)。従って、規程のいう戦争犯罪を非締約 玉 国と協定 際 刑 事裁 所が処罰することに強く反発している。そのため、 刑 国内で過度の付随的損害を発生される攻撃を行い、米にその後帰投したとしても 事 判所は管轄権を行使できる。 を締結し、 裁判所規程で特徴的であるのは、 規程は、 それらの国に米軍将兵がある場合に国際刑事裁判所への引渡をしな 国際刑事裁判所が管轄権を行使できる。例えば、 犯罪が行われた国 もっとも、 規程非締約国将兵の戦争犯罪処罰を可能に (犯罪行為地国)または被疑者が国籍を持 米は、 処罰のための管轄権を国 規程非締約 米は途上国を中心とする多くの 国 非締 の軍 -将兵 約国 国 米の [将兵 を国際刑 [際刑事裁 爆撃 ハが締 つ国

# 上官責任と上官命令抗弁 戦争犯罪処罰の人的範囲

よう求めている。

戦争犯罪は、文民によるものも少なくないが、 多くの場合には戦闘員という軍隊構成員

を阻 約 に 範 る 8 た 0) 範 0 う 規定 故 囲 を国 等で 阻 囲 第 (第 空軍参謀総長といった上官も右の条件で戦争犯罪人となる。 正 Œ 却 0 八七条)。 者ま 追 内 別段 を用 実行 0) 差異を設 事 玉 ため う上官 法 由 加議定書は、 0 なっ で罰、 化 の定め 刑 者 11 0 る。 規定 こであ するなどして国 法 のすべ 国際 た けた上で、 す P 治 も設 上 か Ź が用意されることがある。 (第二 揮官 ての合理的な措置を講じなかったという不作 刑 官責任と上官命令抗 部下は 犯 の定めを持つ。 事裁 上官 ける。 罪 一八条)。 0 責任と、 責任 軍隊 判 直 処罰を免れ 内裁 所規程では、 玉 接 例えば、 の実行 内 の上官は、 の規定も持つが、上官 (判もそれに従うことに 裁 上官命令に従 また、 判 所 者 るかという上官命令抗 で戦争 爆 弁も国 Ō 水撃機 軍隊 他に 部 正 そうした条約の締約 当 下 防衛 部隊指揮官が の戦争犯罪を知りうべき状況 の上官と警察等の文民機関 |内刑法諸 犯罪を裁 犯罪を教唆 いった行う や心 0 為 になる。 部 神 規定に従 く場合には、 が 下監 喪失のような 戦 した者等につ 争犯罪 違法な核攻撃を実施 弁 督上 の 二 さらに、 為により刑 13 国ならば、 判断 一つの を構 の責任を定め 関 6違法 され 問 係 W 成 米大統領や日本 す の上官 玉 ても定め、 題 その 事責 . る。 が発 13 内 性または Ź あ 法 場 特別 他方、 した 任 ŋ で責 生する。 合に命令 のこうし が 責任 湯合 問 留ま そ わ

より

なされ

る。

軍

隊

構

成

員

の戦争犯罪

では、

部下に

よる戦争犯罪

で上官も

刑

事

責任

を負

実質的な指揮者も含まれる。 )内閣総理大臣のような軍の最高指揮官まで遡る可能性があり、法令上の指揮系統以外に

免責されれば、法遵守確保の上で問題を残す。軍規律確保と法遵守確保 に刑罰という強制を用意しているので一層そうである。他方、犯罪実行者が上官命令故に される。その反面、命令で戦争犯罪を行った部下の刑事責任は問いにくくなる。 と部下が判断して命令を拒否すれば軍隊は機能しなくなるので、上官命令の絶対性が強調 あるように、 とから、条約規定としては、 しかし、次の事情から条約規定作成は困難であった。抗命には死刑をもって応えることが 上官責任と同じく上官命令抗弁も各国裁判所や国際的な刑事裁判所で問題となってきた。 、軍隊にとり命令服従関係維持は重要である。命令実施は違法行為を構成する 国際刑事裁判所規程を待たねばならなかっ たのであ の調 整が難しいこ 命令拒否

お 争犯罪につい が「命令に従う法的義務を負っていたこと」、「命令が違法であることを知らなかったこと」、 よび「その命令が明白に違法ではなかったこと」である(同条一項)。この三条件は、ベ ナム戦争中の米軍によるソンミ村虐殺事件等の経験を念頭に置き起草されたが、第二条 同規程は、 集団殺害犯罪と人道に対する犯罪については上官命令抗弁を一切認めず、 てのみ条件付きでこの抗弁を認めた(第三三条)。その条件とは、 犯罪実行者

要求される。

で職務 するで れる。  $\equiv$ 断 件 に上官 たため、 る。 戦 11 4争犯罪として起訴されれば、第二条件を充足しないので部下の免責は困難かもしれ との 一条件 を重 違法性 第二次大 1への意 の範 三条件 しか 判 あろう。 を到底充足しないと容易に判断できるから上官命令抗弁は成立せず、 ね 将兵 認 断を変更せず、 7 1, 囲 一識を持った下級者は抗命できるようにすべきともいえるが、 る。 -が問 見具申を認めるが、 内 、戦終結までの独軍その他による大規模な非人道的行為が命令によってなされ の抗命について今日一定の配慮をする国もある。 0) 例えば、 明白に命令が違法であるということはむしろ稀 もののみを命令とするという前提を置いた上で、 .題になる。そこでは、行為者の主観的な違法性判断と客観 例えば、 結局· 部下は違法性を認識し攻撃発動に反対したが、 幼児殺傷の命令は、 命令のままに部下が核攻撃を行うような場合である。 上官の決心が変更されない場合には部下は命令の実施を 実行者や上官がそれを合法と信じても、 日本 であり、 服務規則 の自衛隊 それにも困 上官 様々 では、 部下 は違 な問 的な違法性判 等により部下 題が 法性がな も処罰さ 四難があ 合法的 これが ない。 発生

## 在日米軍将兵の戦争犯罪

そ 次 約 0) の刑 第六 戦争 他 犯罪 0 事 条に基づ 関 裁 数判権は 係 が ?在日 玉 |内法 く在日米軍地位協定により、 米軍 米が持つ。それらについて日本は二次的な裁判権を認 の範囲でこれらに管轄権を行使できる 将兵によってなされる場合も検討しておく必要が 米軍 -構成員の公務遂行中の (第一七条)。 行為 めら ある。 在日米 れ、 ľ 軍 関 日 する 地 米安保条 日 位 本 協定 刑法 第

将兵に 法 遂 の国 行 H 中 本 管轄: -の行為 外 国 犯規定で処罰 外 の作 権 であ .を行使できることはいうまでもな 戦 行動 ń ば米が第一次の刑 可能な範囲で二次 で戦争犯罪をなした上で日本に帰投した米 事裁 の裁判権を持 判権 V3 を在日 米軍 なお、 地位協定上は 軍将 犯罪行為地 兵 行使 13 0 国も e V 7 当該 日 本 公務 米 は 軍 刑

は、

米

Ö)

属

人的

な管

轄権を日本の管轄権に優位させているといえる。

引渡 一追 の措置をとらねばならない。 0 こうして がな 加 議定 限 戦 'n 身柄 と実 争 書では、 犯罪につい を持 際 0) それ 回国 処罰は ても様 らの定め も処罰 できな 国際刑事裁判所規程では、 人々 義 教を課 の根拠で複 る (V 重 0 慣習国 せら 大 な違反行為」 ħ 際法上 数 ない。 0 玉 が 0 しか 管 引渡義務は その対象犯罪 13 轄 権を持 つい Ļ て締 ジ ユネ なく、 つことが 約 であ Ì 玉 - ヴ諸条: 条 は る戦 処罰 約 あ で Ź 争犯罪 特 また 約とその が、 剜 身 を 引

第

めの

渡

米 地 b を 務 な 玉 生 引 関 Ě 拘 ば が そ 渡 政 位協定も 係 府 九 要 東 な 引 ħ 軍 を 国 自体 含む 渡を求 に抗議を行った。 几 な 61 将 が 8 玉 ?処罰 五. 戒 そ 際 兵 って 国際 それ を米 年八月一〇日 国際刑 欧 国 刑 0 法への 1 しな 諸 事 戦 際 8 刑 どころ 裁 る が 争 刑 る。 国と日本は、 事裁判 事 判 であろう。しか 否定したり、 犯 事 13 期待と法解釈 規程 裁 場 罪 裁 所 か米 が引渡 を米 一合には、 判 判 締約 この際の抗議文は、広島が「普通の一地方都市にして同市全体と に日 所への引渡を妨げ 所 所に引き渡さないようにする二国間協定 は、 が ^ |本政 裁 0) 玉 そのような特 を要求しても、 前述 は、 適切に 協力を定め 玉 くのであれ 府 Ľ 際 0 原 は、 現実 の通り、 刑 条約 処罰 則としてそれ 事 裁判所 ス ば、 ない 別の た国 イ Ë せずに済ませ 一の特別 米は ż 米 際刑 は、 と解されてい 協定を米と締結 軍 国際法上の 政 府 将 規 に応じる義務を負い、 程締約 を通 の定 事裁 身柄 兵所 在国 判 8 る場合 所在国に対してその引渡を求 かがな 問 国 所協力法に従 広島 一では 題は であ には、 して (V を締結 限 13 る な 生 規程 り米 じな 対 V 13 す 管 な か 締約 らそ は **I**轄権 る 61 61 って引き渡す。 日本の場合に 核 そ 引 攻撃 渡義 を持 国 犯 また、 n 11 る。 が is 罪 \*\* 応じ 務を 13 0 行 他 米との b 軍 為 0 将兵 る義 萯 e V 0) 0) 7

別攻撃を非難している。さらに「不必要の苦痛を与うべき兵器……を使用すべからざるこ 限定することは技術的に全然不可能なこと明瞭」であると述べ、無防守地域広島への無差 比し得ざる無差別性惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たなる罪状\_ を遙かに凌駕しをれり」とし、「今や新奇にして、かつ、従来のいかなる兵器、投射物にも 惨虐性において、従来かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられる毒ガスその他の兵器 とは戦時国際法の根本原則」であるにもかかわらず、「本件爆弾は、その性能の無差別かつ て広き範囲に破壊的効力を及ぼすものなることを以つて……攻撃の効果を……特定目標に して一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず」とした上で、「本件爆弾は、……極め

核兵器特殊兵器論に基づく法の欠缺を主張したことと対照的である。 ついての慣習国際法は全くなかったから……実定国際法違反という問題は起りえない」と て違法性を導いている。このことは、下田事件審理において被告日本国が「この新兵器に この日本政府の抗議では、核兵器を新奇な兵器としながらも、既存国際法規則を適用し

国際法諸規則に基づき行うことは可能である。その諸規則は、jus ad bellumと jus in bello 核兵器特殊兵器論を否定すれば、特定の核兵器使用については、その法的 評価を既存の

慣習国 質 器 害敵方法まで もそのように読まれるべきであろう。その次の第三段階 きるという意味で有効な評価基準を提供している。 る。 0 ような違法 の評 も使 違法性阻却事由も見い出せずに核兵器使用の国際法違反が確定すれば、そこで戦争犯罪 こうした諸 下田 ゕ [際法 ľ わざるをえな 価次第で結論 お 方次第であるとの結論しか出せないことになる。 事 ょ 大別される。一九 性阻 E 件 び第三の段階をこの順番 一般的 害敵 一も禁止されるというのはやはり困難で、 の基 :判決 |規則により核兵器使用が違法となる場合が特定できるとし 却 K 事由をさらに検討 方法規制 準 も同じ構成 -は核兵器か否かを問題としないから、他の全ての兵器と同様に、 核兵器使用に法的評価を与える段になると見解が分かれたままである。 が決まるから、そこに見解の対立が最も顕著 四 規則は、 五年の対米抗議文は、 で広島と長崎に対する核攻撃の違法性を導い 野で適用 しなければならない。この点につい 核兵器を含む全兵器の使用の違法性を個 Ü 違法性の証 jus 国際 核抑止論の法的基盤はなお in bello の害敵手段規制 司法裁判所勧告的意見の 但し、 明が極 における害敵方法手段 、核兵器一般を論 色めて説 E あら っても、 ては、 われ では、 得的になされ 別的 . る。 核兵器 戦 戦 強固 時復 時復 関係 に判断 じられな 伉 箇 [であ の性 規制

所 Ć

として期待される。 上困難 |ての実行者個人の刑事責任追及を考えることができる。国家に対する責任追及が実際 であることから、戦争犯罪処罰を通じての実行者の刑事責任の追及が履行 確かに一九九〇年代以降、戦争犯罪が国際的な刑事裁判 所で 確保 裁かれる 手段

事例が生じ、 犯罪人として処罰することは、現行 注目を集めている。 害敵方法規制規則に違反して核兵器を使用した者を戦争 の国際刑事裁判所規程でもありえる。

としなければならないからである。 て激しい対立があることを考えれば、 は困難であろう。それは、 しかし、核兵器使用を名指して戦争犯罪化する条項を国際刑事裁判所規程 害敵手段規制規則上、核兵器使用が常に違法であることを前提 既に述べたように、 核兵器使用名指戦争犯罪化規定の挿入が難しいこと 害敵手段規制規則上 の評価に に挿入するの につい

#### 註

も理解できる。

9 違法性が阻却されるという説明になろう。 の殺人その他の構成要件を満たしたとしても処罰はできない。 jus in bello に従った戦闘行動 で敵の戦闘員や軍事目標を殺傷破壊した場合には、 刑法上は、 正当行為として 刑法上

藤

田

久一、

『戦争犯罪とは何か』、

岩波書店

(一九九五

年

1211 13 10 岡 良 (参考文献 核 は、 処罰できたことと比べて大きく異なる。 れるとしても、二回 11 て追加され 限り、 兵器: 下田 兵器 n しかし、 同 玉 当 が第八条二項b(x)であるが、これを用 戦 |初の規程では犯罪行為地国または被疑者国籍国 逆用 事件判決、 使用国自身 刑 時 新規追加分の 事 國際法』、 を戦争 裁 た際には、 判所規程起草時の核兵器使用名指戦争犯罪化を巡る激しい対立 前揭注 が改正受諾をしない限り 〇年と二〇一七年の二 犯罪として規程対象犯罪に H 本評論社 の改正での新 戦争犯罪につい 将兵 (5)、三三頁。 0  $\widehat{\phantom{a}}$ 国籍 九三七 規追加 国が規程 ては裁 核兵器使 回 戦 1の規程: Ú 争 締約国になった上でそのような改正を受諾 犯罪 判所 国際刑事裁判所では裁けなくなる。 追加するための いた戦争犯罪 がの扱 用名指 の管轄権 改正で戦争犯罪が の一方が締約国であれば戦争犯罪を 1 戦争犯罪化が規程 に倣うと 行使を認めないとされ 特別 規定の追加は 想像 の仕組 いくらか対象犯罪 され みが設けられ まだな 将来 そうなれば の結果、 た。 盛り込ま

これ

とし

特定

岩沢雄司編集代表、『国際条約集』、有斐閣(各年度版)村瀬信也・真山全編、『武力紛争の国際法』、東信堂(二〇〇四年)藤田久一、『国際人道法』(新版再増補)、有信堂(二〇〇三年)藤田久一、『国際人道法の再確認と発展』、東信堂(一九九六年)